

令和7年度 認知症施策現況把握調査について

参考資料 2

◆はじめに貴区市町村番号を以下にご入力ください。
(わからない場合はシート「区市町村番号」をご参照ください)

番号

区市町村名

区市町村番号欄を入力してください

◆本調査は、都内区市町村の認知症施策の現況把握を目的としています。
つきましては、貴区市町村の認知症施策について、御回答をお願いいたします。

区市町村現況把握シート 目次

頁番号をクリックして該当箇所へ移動↓

調査項目	頁
【第1・第2】計画策定・意見聴取について	2
【第3-1】認知症のある人に関する都民の理解の増進等	3
【第3-2】認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	4
【第3-3】認知症のある人の社会参加の機会の確保等	5
【第3-4】認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護	6
【第3-5】相談体制の整備等	7
【第3-6】認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援	8
【第3-7】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	9
【第3-8】研究等の推進等	10

○ 提出時のエクセルファイル名には、「【●●】令和7年度区市町村現況把握シート.xlsx」のように、貴区市町村名を記入してください。

記載上の留意点

○共通項目

- ・「実施状況」欄に関して、開始年度が「令和6年度末まで」の場合は「実施している」、「令和7年度以降」の場合は「今後、実施予定」を選択ください。

なお、「実施予定」の場合、記載できる範囲内で取組内容等をご記入ください。

- ・集計のため、「列」追加や「セル」削除等はしないようお願いいたします。

- ・該当の項目に関する事業がない場合は空欄のままでし、項目の削除は行わないでください。

ただし、「認知症ケアパスの作成・配布」「認知症サポーター養成講座の開催」「認知症サポーターステップアップ講座の開催」「キャラバン・メイト養成研修の開催」の各項目については、事業実施状況について必ず御記載ください。

・認知症のある人に特化した、又は対象者の多くが認知症のある人である事業のみ記載してください。

ただし、「見守り事業」については、高齢者全般を対象とした事業についても記載してください

・地域包括支援センターの通常の業務（個々のケアカンファレンスに基づく支援や、権利擁護支援業務等）は記載の必要はありません。

予算区分・実施区分についての解説

「予算区分」は、下記の略語に基づき記載してください。

- ①「単」…国・都の補助金なしで、区市町村が独自(単独)で実施する事業
- ②「継」…国・都の補助対象で、国・都と異なる補助基準で実施する事業(継ぎ足し単独事業)
- ③「補」…国・都の補助対象で、国・都が定める補助基準で実施する事業
- ④「包高」…「高齢者施策推進区市町村包括補助事業」の対象事業
- ⑤「包他」…④以外の「区市町村包括補助事業」の対象事業
- ⑥「支」…「地域支援事業」補助対象事業
- ⑦「執」…予算化されていない事業
(経費がかかるない。又は経費が少額なため執行で対応している事業)
- ⑧「外」…上記①～⑦のいずれにも該当しない事業

「実施区分」は、下記の略語に基づき記載してください。

- ①「直」…区市町村が直接実施する事業
- ②「委」…区市町村が他機関に委託して実施する事業
- ③「補」…区市町村が他機関に補助金を出して実施する事業
- ④「サ」…認知症サポーターを活用している事業
- ⑤「サ医」…認知症サポート医の協力を得て実施している事業

第1 計画策定状況について

認知症基本法第12条に基づき、認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本としつつ、東京都は、令和7年3月に東京都認知症施策推進計画を策定したところです。区市町村は、基本法第13条に基づき、基本計画及び都道府県計画を基本として、実情に即した区市町村計画を策定するものとされていることから、貴区市町村の対応について伺います。1～4のうち、あてはまる番号を右欄に記入ください。
なお、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を既に有する（既存計画を位置づけた場合を含む）場合、本調査への回答時に併せてご提供ください。

第1

- 1 基本計画及び「東京都認知症施策推進計画」の内容を基本として内容を検討し、既存計画を自区市町村における認知症施策推進計画として位置付ける。

1を選択した場合、1-1から1-3にもご回答お願い致します。

- 1-1 既存計画の名称

- 1-2 既存計画を自区市町村における認知症施策推進計画として位置付けた時期
1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 令和6年度末まで
- 2 令和7年度中
- 3 令和8年度以降

1-2

- 1-3 認知症のある人本人からの意見の聴取について

貴区市町村では計画の策定を行う上で認知症のある人から意見を聴取していますか。
1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 聴取している。
- 2 今後、聴取予定。
- 3 未定

令和7年度新規調査項目

1-3

- 2 既存計画を認知症施策推進計画と位置づけたうえで、次期計画改定時に、基本計画及び「東京都認知症施策推進計画」の内容を基本として、自区市町村における認知症施策推進計画を作成する。

2を選択した場合、2-1から2-4にもご回答お願い致します。

- 2-1 既存計画の名称

- 2-2 既存計画を自区市町村における認知症施策推進計画として位置付けた時期
1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 令和6年度末まで
- 2 令和7年度中
- 3 令和8年度以降

令和7年度新規調査項目

2-2

2-3 次期改定の時期

1～2のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 令和7年度中
- 2 令和8年度以降

2-3

令和7年度新規調査項目

2-4

2-4 認知症のある人本人からの意見の聴取について

貴区市町村では計画の策定を行う上で認知症のある人から意見を聴取していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 聽取している。
- 2 今後、聴取予定。
- 3 未定

- 3 基本計画及び「東京都認知症施策推進計画」の内容を踏まえて、自区市町村における認知症施策推進計画を新たに作成する。

3を選択した場合、3-1から3-2にもご回答をお願い致します。

3-1 策定の時期

1～2のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 令和7年度中
- 2 令和8年度以降

3-1

令和7年度新規調査項目

3-2

3-2 認知症のある人本人からの意見の聴取について

貴区市町村では計画の策定を行う上で認知症のある人から意見を聴取していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 聽取している。
- 2 今後、聴取予定。
- 3 未定

- 4 基本計画及び「東京都認知症施策推進計画」の内容を確認の上、方針を検討する。

第2 認知症のある人及び家族等の意見の聴取について（基本法第13条関係）

認知症基本法

第二章 認知症施策推進基本計画等

第十二条

3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聞くよう努めなければならない。

第十三条

3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

1-1 認知症のある人本人からの意見の聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症のある人から意見を聴取していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 聽取している。
- 2 今後、聴取予定。
- 3 未定

1-1

1-2 1-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、
1~6のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 窓口での相談対応等、日頃の業務の中で把握している。
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にて把握している。
- 3 認知症のある人や家族を対象としたアンケートやヒアリングを行い、把握している。
- 4 認知症のある人や家族を含む会議体を設け、把握している。
- 5 認知症カフェや本人ミーティング、チームオレンジの取組の中で把握をしている。
- 6 その他

→下記にご記入ください。

1-2

2-1 認知症のある人の家族への意見聴取について

貴区市町村では施策の検討を行う上で認知症のある人の家族から意見を聴取していますか。

1~3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 聴取している。
- 2 今後、聴取予定。
- 3 未定

2-1

2-2 2-1で「聴取している。」と回答した場合、具体的な聴取方法について、

1~6のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 窓口での相談対応等、日頃の業務の中で把握している。
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にて把握している。
- 3 認知症のある人や家族を対象としたアンケートやヒアリングを行い、把握している。
- 4 認知症のある人や家族を含む会議体を設け、把握している。
- 5 認知症カフェや本人ミーティング、チームオレンジの取組の中で把握をしている。
- 6 その他

→下記にご記入ください。

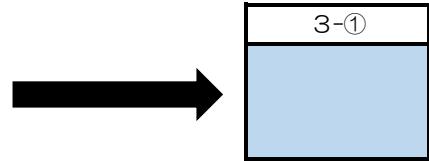
2-2

--

3 認知症施策について検討する会議体の設置について

- ① 貴区市町村では認知症施策について検討を行うための会議体を設置していますか。
1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 設けている。
2 今後、設ける予定である。
3 施策の検討を行う場の設置に向け、方針を検討する。



- ② ①において「設けている」と回答した場合、下記にご記入ください。

会議名	設置目的	1年あたりの開催回数・開催時期	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

- ③ ①において「今後、設ける予定である」と回答した場合、下記にご記入ください。

会議名 (予定)	設置目的	開催予定回数 (年間)	開催予定期	開始予定 年度	実施区分	予算区分	所管部署

4 計画策定にあたっての課題

計画策定にあたり、貴区市町村が課題と感じていることを下記にご記入ください。
(例：認知症のある人や家族等の声を計画へどのように反映するか、現在計画期間中の認知症に関する計画との整合性の担保等)

第3 貴区市町村における認知症施策について

令和6年度調査項目「【第3-1】認知症の人に関する国民の理解の増進等」と対応

1 認知症のある人に関する都民の理解の増進等（計画基本的施策第1関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（認知症の人に関する国民の理解の増進等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第1章 認知症のある人に関する都民の理解の増進等

（目指すべき姿）都民一人ひとりが認知症に関する知識及び認知症のある人に関する理解を深め、自分ごととして捉えることで、認知症になつてからも、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる。

（1）学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進について

貴区市町村において、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進に向け、実施している（又は実施予定の）取組をご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

（2）認知症のある人に関する正しい理解を深めるための運動の展開について

① 認知症サポーター・キャラバン

I 認知症サポーター養成講座の開催についてご記入ください。

実施状況	開催の有無 (○：開催有 ×：開催無し)	対象者	開催方法・回数等	実施区分	予算区分	所管部署

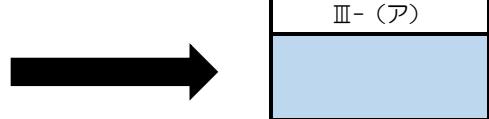
II 認知症サポーターステップアップ講座の開催についてご記入ください。

実施状況	開催の有無 (○：開催有 ×：開催無し)	講座名	内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

III 認知症サポーターの活用に向けた取組（チームオレンジ等）について

（ア）貴区市町村では、認知症サポーターの活用に向けた取組を実施していますか。

- 1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。
- 1 実施している。
 - 2 今後、実施予定。
 - 3 未定



（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

事業名・取組名	事業内容・取組内容	チームオレンジによる取組 ：○を記載	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

（ウ）貴区市町村でチームオレンジを設置している場合、チームの設置数と最初に設置をした年度をご記入ください。

設置数	最初に設置した年度	令和7年度新規調査項目

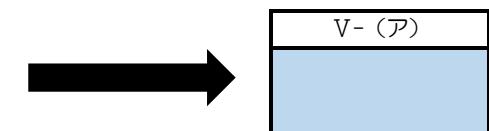
IV キャラバン・メイト養成研修の開催についてご記入ください。（他団体が実施する研修へ派遣する場合は含まない。）

実施状況	開催の有無 (○：開催有 ×：開催無し)	対象者	規模等	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

V キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援について

（ア）貴区市町村では、キャラバン・メイトへのフォローアップ・支援を行っていますか。

- 1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。
- 1 実施している。
 - 2 今後、実施予定。
 - 3 未定



（イ）（ア）の回答が「実施している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】区市町村実施のキャラバン・メイト養成研修を実施していない場合でも、キャラバン・メイトに対するフォローアップ等を行なっている場合は記載してください。

(3) その他の取組について

① 普及啓発

その他、認知症のある人に関する理解の増進のために貴区市町村において実施している（又は実施予定の）取組があればご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】

パンフレットを利用した普及啓発については、「【第3-5】相談体制の整備等（1）①認知症ケアパスの作成・配布状況」に記載したもの以外に該当がある場合に記入してください。

② 本人情報発信の取組

普及啓発を目的とした認知症のある人本人による発信に関して貴区市町村において実施している（又は実施予定の）取組があればご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

2 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進（計画基本的施策第2関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）

第十五条 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講するものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講するものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第2章 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

（目指すべき姿）都民一人ひとりが認知症になってからも、必要な支援を受けながら自立し、安心して他の人々と共に暮らすことができる。

（1） 認知症のある人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について

① 貴区市町村では、認知症のある人に対する分かりやすい形での情報提供（情報バリアフリー）の促進に関する取組を実施していますか。1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

（例：掲示やピクトグラム等の工夫）

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定

令和6年度調査項目「【第3-4】認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護（2）認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進に関する取組について」と対応

（1）-①



② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

(2) 認知症のある人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進

① 移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保について

(ア) 貴区市町村では、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保のための取組を

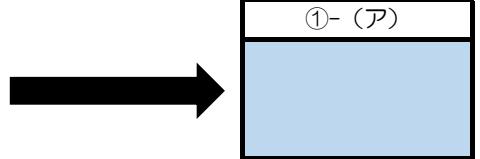
実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



(イ) (ア)の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

② 地域における認知症のある人を見守るための体制の整備について

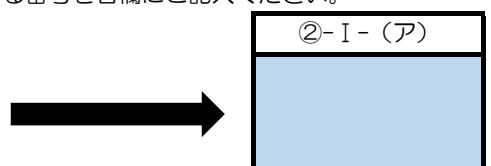
I 行方不明・身元不明対策

(ア) 貴区市町村では、SOSネットワークを構築していますか。1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 構築している。

2 今後、構築予定。

3 未定



(イ) (ア)の回答が「構築している。」または「今後、構築予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）を具体的にご記入ください。※【参考】SOSネットワーク (R6.2)

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	GPS活用の有無	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

II 見守り事業（I 行方不明・身元不明対策に該当するものを除く。）

（ア）貴区市町村では、見守り事業を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定

②-II- (ア)



（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】認知症を要件としたものでなくても、見守りの対象者に認知症のある人を含む場合は記載してください。

III 地域のネットワーク作りについて（※ I 行方不明・身元不明対策又はII 見守り事業に該当するものを除く）

（ア）貴区市町村では、地域のネットワーク作りについて取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定

②-III- (ア)



（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

IV 生活支援体制整備事業との連携について

上記 I～III で何らかのネットワーク作りを行っている場合、

生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）における

生活支援コーディネーターや協議体との連携を図っていますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 連携して実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定

②-IV



- ③ その他、認知症のある人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のために実施している（又は実施予定の）取組がございましたら下記にご記入ください。
 （例えば、法第15条第1項の規定している「安全な地域づくり」をチームオレンジの目的の1つと位置付けて活動する等）

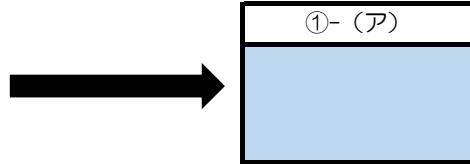
実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

（3） 事業者及び民間団体等との密接な連携等に関する取組

- ① 認知症のある人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進に関する取組について

（ア） 貴区市町村では、認知症のある人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進について取組を実施していますか。1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。
 （商店等での認知症バリアフリーの取組（認知症のある人が買い物しやすいサービス提供）等も含みます。）

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定



（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、
 貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

3 認知症のある人の社会参加の機会の確保等（計画基本的施策第3関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

令和6年度調査項目「【第3-3】認知症の人の社会参加の機会の確保等について」と対応

2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第3章 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
(目指すべき姿) 都民一人ひとりが、認知症になってからも生きがいや希望を持ち、個性と能力を十分に発揮できる。

（1）認知症のある人が自らの認知症に係る経験等を共有できる機会の確保・認知症のある人の社会参加の機会の確保について

（※）社会参加とは…就労、ボランティア活動、自己啓発（趣味・学習・保健）活動、友人・隣人などとの交流、インターネット等を活用した発信等を指します。
また、主な対象が認知症のある方でなくても、認知症のある方を対象者に含んでいる場合は該当します。

① 認知症のある人の社会参加の機会の確保に関する取組について

(ア) 貴区市町村では、認知症のある人の社会参加の機会の確保のための取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

(社会参加の機会としては（1）※で例示したように様々な形が想定されます。)

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定



①- (ア)

(イ) (ア)の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

（様々な形の社会参加について、幅広くご検討ください。）

※社会参加の機会とは、認知症カフェや本人ミーティング等を含みます。

※イベント等を実施する場合は、チラシ等をご提供いただければ、以下の都のHPに掲載させていただきます。

https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/index.html

（既に別のページにご記入いただいた取組であっても、この項目の趣旨に合う取り組みがある場合には再度ご記入ください。例：認知症カフェの開催など）。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署
既に実施している	認知症カフェの開催/ 普及啓発イベントでの当事者の登壇	当事者・家族等との交流	R6	委	支	〇〇課〇〇係

(ウ) (ア)の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

令和7年度新規調査項目

都の区市町村への「令和7年度認知症のある人の社会参加推進事業補助金」を活用する意向がありますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。



①- (ウ)

- 1 意向がある。
- 2 意向がない。
- 3 未定

○令和7年度認知症のある人の社会参加推進事業補助金事業内容（補助率10/10）

地域の実情に応じ、認知症のある人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症のある人が地域の一員として役割を持てるよう、社会参加の機会創出に取り組む区市町村を支援することで、認知症のある人の社会参加を推進することを目的とする。

以下の取組の全部又は一部を実施する。ただし、アは必ず実施するものとする。

ア 認知症当事者を含む多様な主体が参加する話し合いの場の設置及び認知症のある人の社会参加の機会の創出

イ 認知症のある人の社会参加推進事業に係る普及啓発

ウ 認知症のある人の社会参加推進事業に係る先駆的な事例や情報の事業者等への提供

以上の取組のうちイ及びウのいずれも実施していない場合

5,000千円

イ又はウのいずれか一方を実施している場合

6,000千円

全ての取組を実施している場合

7,000千円

※交付申請は8月頃、交付決定は9月以降を予定

（2）認知症のある人への就労支援・若年性認知症に関する取組について

① 認知症のある人への就労支援

（ア）貴区市町村では、若年性認知症のある人その他の認知症のある人に対して就労支援を実施していますか。1～3のうち、あてはまる番号を右欄に記入ください。

（障害者就労支援と一体的に行う等、様々な形が想定されます。）

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



①-（ア）

（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

② 若年性認知症に関する取組について

(ア) 貴区市町村では、若年性認知症支援コーディネーターを配置していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

令和7年度新規調査項目

1 配置している。

2 今後、配置予定。

3 未定

②- (ア)



(イ) (ア) の回答が「配置している」または、「今後、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

配置人数	配置場所	役割	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

(ウ) 貴区市町村における若年性認知症に関する取組（予定も含む）について、下記にご記入ください。

（幅広くご検討ください。）

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容 ※	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

※上記表の「事業内容・取組内容」欄には、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等、取組を実際に実施している主体の情報もご記入ください。

4 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護（計画基本的施策第4関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

令和6年度調査項目「【第3-4】認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」と対応

第十七条 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るために、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第4章 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護

（目指すべき姿）都民一人ひとりが、認知症になってからも自分の能力を最大限に活かして、自らの意思に基づいた生活を送れるよう適切な支援を受けることができ、権利が守られる。

（1） 認知症のある人の意思決定支援について

① 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」

（平成30年7月5日付都認知症対策担当課長→各区市町村認知症施策主管課長宛通知）

を活用した人材育成等、意思決定支援の取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



（1）-①

② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

ア 専門職向け

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

イ 住民向け

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

③ 貴区市町村では、地域包括支援センター等で、認知症（MCIを含む）のある人のACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

東京都では都民が希望する医療・介護を受けることができるよう小冊子「わたしの思い手帳」を作成する等、普及啓発を進めています。

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定



(1) -③

④ ③の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

(2) 認知症のある人の権利利益の保護

貴区市町村における認知症のある人の権利利益の保護について、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」や、成年後見制度に関する取組、虐待防止等、取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】緊急ショートステイについては、場所が類推される記載は行わないでください。

5 相談体制の整備等（計画基本的施策第5関係）

令和6年度調査項目「【第3-6】相談体制の整備等」と対応

認知症基本法

第三章 基本的施策

（相談体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第5章 相談体制の整備等

（目指すべき姿）都民一人ひとりが、自身や家族等が認知症になってからも必要な時に適切な相談支援を受けることができ、孤立することができない。

（1）認知症のある人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための体制整備について

① 認知症のケアパスの作成・配布状況についてご記入ください。

（ア）貴区市町村では認知症ケアパスを作成・配布していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 作成・配布している。

2 今後、作成予定 ※令和7年度に初めて作成予定の場合は2を選択

3 未作成

①-（ア）



令和7年度新規調査項目

①-（イ）



（ウ）作成・配布状況につき下記にご記入ください。

未作成の場合、 今後の予定	作成予定期	主な配布先	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

② その他、認知症のある人または家族等からの各種相談に対し、個々の状況に応じて総合的に対応するための

取組を下記にご記入ください。（仕事と介護の両立支援等も含む）

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

③ 認知症のある人又は家族等からの各種相談に対応する中で、特に支援に課題がある対象者として、1～6のうちあてはまる番号を全てご選択ください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 独居高齢者のケース |
| 2 | 身寄りのない高齢者のケース |
| 3 | 認知症だけでなく複合的な課題を抱えているケース（経済的な課題、8050問題など世代間にまたがる課題など） |
| 4 | 若年性認知症のケース |
| 5 | ヤングケアラーのケース |
| 6 | その他 |

→「その他」の場合、下記に具体的な内容を記載してください。

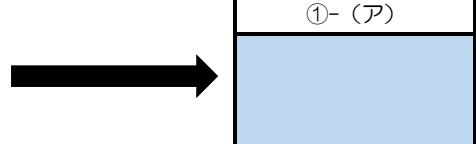
(2) 認知症のある人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援等について

① 認知症カフェの開催

(ア) 貴区市町村では、認知症カフェを開催していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 開催している。
- 2 今後、開催予定。
- 3 未定



(イ) (ア)の回答が「開催している」または、「今後、開催予定。」の場合、下記にご記入ください。

設置 カフェ数	事業名	事業内容	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

② 本人ミーティングを開催している場合（予定を含む）には下記にご記入ください。

実施状況	内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

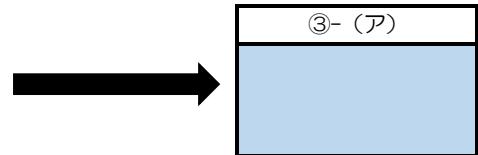
③ 本人支援・家族支援について ※（上記「①認知症カフェ」及び「②本人ミーティング」を除く）

（ア）貴区市町村では、認知症カフェ・本人ミーティングを除き、本人支援や家族支援に関する取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

（ビ）アサポートに関する取組も含む。ただし認知症カフェは除く。）

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定



（イ）（ア）の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

6 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援（計画基本的施策第6関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（認知症の予防等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第6章 認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援

（目指すべき姿）都民一人ひとりが、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができ、認知症になってからもその人の希望に応じて、科学的知見に基づく予防に取り組むことができる。

（1）科学的知見に基づく適切な認知機能低下予防の取組について

① 貴区市町村では、認知機能低下予防の取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。（予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集等）

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



①

② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

（参考）東京都による「認知症機能低下予防推進事業」（高齢者施策推進区市町村包括補助事業）について・
国立長寿医療研究センター・東京都健康長寿医療センター等の研究機関が開発したプログラムの活用、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組のほか、区市町村が医療機関と連携して実施する様々な取組が対象となります。取組の実施に当たりましては、ぜひこちらの補助事業の活用も御検討ください。・

【補助基準額】 1区市町村当たり 5,000千円 【補助率】 1/2（選択事業）

③ 都内区市町村で一般的な高齢者の居場所（通いの場等）において認知症のある人を受け入れていますか。（受け入れていない場合にはその理由をご記入ください。）

1～2のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 受入れている。（受入実績はないが、受入可能な場合も含む。）

2 受入れていない。



③

④ 一般的な高齢者の居場所に認知症のある人を積極的に受け入れるための取組を実施している場合には、下記にご記入ください。

事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

⑤ ③の回答が「受け入れていない」の場合、その理由を下記にご記入ください。

--

（2）認知症及び軽度の認知機能の障害の早期の気づき、早期診断及び早期支援を推進するための取組について

① 早期診断及び早期支援に関する情報の提供について

（ア）貴区市町村では、早期診断・早期支援の重要性等に関する情報提供を行っていますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 情報提供に取り組んでいる。

2 今後、実施予定。

3 未定



①-（ア）

（イ）（ア）の回答が「情報提供に取り組んでいる。」または「今後、実施予定。」

の場合、貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

（既に別のページにご記入いただいた取組であっても、この項目の趣旨に合う取り組みがある場合には再度ご記入ください。）

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

② 認知症の早期診断に向けた取組について

(ア) 貴区市町村では、住民に対する認知症の早期の気づきや早期診断を支援する取組

(例：認知症検診、もの忘れ相談等) を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



②- (ア)

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】「認知症初期集中支援チーム」の取組については、「【第3-7】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」シートの「(3) 認知症初期集中支援チームについて」に記載してください。・

(②(ア) で「実施している」と回答した区市町村のみご回答ください。)

③ 認知症の検診後などにおける支援の取組について

(ア) 認知症の疑いがあると判断された方等に対し、地域包括支援センターや医療機関等に

関する情報提供や、ご本人の状態等に応じた本人や家族等への心理的支援、定期的な連絡や訪問等の取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



③- (ア)

(イ) (ア) の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】「認知症初期集中支援チーム」の取組については、「【第3-7】保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」シートの「(3) 認知症初期集中支援チームについて」に記載してください。・

7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等（計画基本的施策第7関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

第十八条 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第7章 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

（目指すべき姿）都民一人ひとりが、認知症になってからも自身の考え方や気持ちを十分に尊重されて、適切な治療や介護などのサービスを切れ目なく受けることができる。

（1）認知症地域支援推進員について

① 貴区市町村では、認知症地域支援推進員を配置していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 配置している。

2 今後、配置予定。

3 未定

（1）-①



② ①の回答が「配置している」または、「今後、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

配置人数	配置場所	役割	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

（2）認知症支援コーディネーターの配置

① 貴区市町村では、認知症支援コーディネーターを配置していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 配置している。

2 今後、配置予定。

3 未定

（2）-①



② ①の回答が「配置している」または、「今後、配置予定。」の場合、下記ご記入ください。

配置人数	配置場所	役割	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】・令和元年度より高齢者施策推進区市町村包括補助事業の補助対象

・都の高齢者施策推進区市町村包括補助事業を活用せずに配置している場合も記載してください。

(3) 認知症初期集中支援チームについて

貴区市町村における認知症初期集中支援チームに関する取組について下記ご記入ください。

チーム数	チーム員 総数	内訳		配置場所	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署
		医師	その他 専門職					
	0人							

(4) その他、認知症のある人に対する保健医療サービスの提供について、独自の取組を実施していましたら
下記にご記入ください。（予定を含む。）

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

(5) 「認知症の人と家族への一体的支援事業」（地域支援事業）や、認知症のある人に対する福祉サービスの
提供についての独自の取組を実施していましたら下記にご記入ください。（予定を含む。）

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

(6) 日本版BPSDケアプログラムについて

① 貴区市町村では、アドミニストレーターとの意見交換や交流会等を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 実施している。
- 2 今後、実施予定。
- 3 未定

(6) -①



② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始 年度	実施 区分	予算 区分	所管部署

③ 貴区市町村では、ケアプログラムの活用について事業者への周知を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定

(6) -③



④ ③の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容（予定も含む）について、具体的にご記入ください。

実施状況	事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

⑤ ③の回答が「3 未定」の場合、貴区市町村において、実施が難しい理由があればご記入ください。

令和7年度新規調査項目

(7) 認知症多職種協働研修の実施について

① 貴区市町村では、専門職・認知症多職種協働研修を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定

(7) -①



② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、下記ご記入ください。

実施状況	研修名	主な対象者	内容・規模等	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】認知症地域支援推進員の関与がないものもすべて記載してください。

(8) その他、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修について

※認知症多職種協働研修及びケアプログラム研修を除く

① 貴区市町村では、専門職・支援者等の認知症対応力向上のための研修を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

1 実施している。

2 今後、実施予定。

3 未定



(8) -①

② ①の回答が「実施している。」または「今後、実施予定。」の場合、

貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

実施状況	研修名	主な対象者	内容・規模等	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

【注意点】
・地域住民等を主な対象者とする場合は、「認知症の普及啓発について」の欄に記載してください。
・家族介護者等を主な対象者とする場合は、「本人支援・家族支援について」の欄に記載してください。

8 研究等の推進等（計画基本的施策第8関係）

認知症基本法

第三章 基本的施策

（研究等の推進等）

令和6年度調査項目「【第3-7】研究等の推進」と対応

第二十条 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

東京都認知症施策推進計画 第2部第8章 研究等の推進等

（目指すべき姿）認知症のある人と家族等が希望する研究等に参加でき、認知症に関する研究が進み、都民一人ひとりが広く研究成果の恩恵を受けられる。

（1）貴区市町村では、認知症に関する研究等の推進に関する取組を実施していますか。

1～3のうち、あてはまる番号を右欄にご記入ください。

- 1 実施している。
- 2 実施していないが、大学・医療機関・研究機関等からの依頼を受け、区市町村として研究に協力している。
- 3 実施していない。

（1）



（2）（1）の回答が「実施している」の場合、貴区市町村における取組の内容について、

具体的にご記入ください。

事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署

(3) (1)の回答が「実施していないが、大学・医療機関・研究機関等からの依頼を受け、区市町村として研究に協力している。」の場合、貴区市町村における取組の内容について、具体的にご記入ください。

事業名・取組名	事業内容・取組内容	開始年度	実施区分	予算区分	所管部署